



百合

ハンズ通信

編集発行

TOUGH SHOP 広島
代理店 株式会社ハンズ

〒730-0051
広島市中区大手町3丁目7-2
TEL. 082(544)6311
FAX. 082(544)6312

◆ 8月の税務と労務

8月

(英月) AUGUST

8日・山の日 9日・振替休日

- 国 税 / 7月分源泉所得税の納付 8月10日
- 国 税 / 6月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 8月31日
- 国 税 / 12月決算法人の中間申告 8月31日
- 国 税 / 9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 8月31日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告 8月31日
- 地方税 / 個人事業税第1期分の納付
都道府県の条例で定める日
- 地方税 / 個人住民税第2期分の納付
市町村の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31



電子納税証明書の印刷利用が可能に e-Taxで取得した電子納税証明書を紙に印刷したものは、これまで納税証明書として利用できませんでしたが、7月から電子納税証明書をPDFデータで受け取ることが可能となり、印刷したものを利用できるようになりました。これに伴い、証明書は偽造防止技術を施した新デザインに変更されています。

経営に役立つ

「現代経済学」



一般的に企業の経営者やサラリーマンには、経済学は抽象的で、あまり実践的ではないように思われています。

実際、五〇代以上が手にとっていた経済学の本からもそのように思われても仕方がなかったと言える面があります。例えば、当時の経済学では、経済政策・財政政策・金融政策（いずれもマクロ経済学）といった国の政策に関する内容が主なものでした。

そのため、政府や金融機関の関係者にとっては関わりがありますが、一般の企業経営者やサラリーマンは、そのような政策を受け取るだけでした。もちろん、政府の政策やその影響を予測することは有効なものではあるものの、自分が能動的に考え

るものではありませんでした。

他方のミクロ経済学ですが、従来から「完全競争」が前提理論となっていて、経済学は完全競争を維持するため効率性を引き下げる独占、寡占を規制する（規制当局は公正取引委員会）ものが内容でした。

◇完全競争とは

市場に多数の生産者と消費者がいるため、個々の生産者や消費者が生産や消費を変えても、市場で成立している価格には影響がないような状態のことです。

ここでも、企業経営者等にとっては、関心事の薄い理論の展開と受け止めていました。しか

し、四〇年程前から経済学（現代経済学）は大きく変わってきています。

一 ミクロとマクロ

まず、現代経済学が持つ拡がりを理解するにあたり、経済学関連の書籍を読まれたことのある人は、お分かりかと思いますが、前提となる「ミクロ」と「マクロ」の言葉を説明します。

経済は、複雑なシステムとなっています。経済学は、このシステムを理解・説明し、その動向を予測しようとする学問です。ここでは単純に、システムとはそれを構成する諸要素（企業、個人等）と、それら諸要素同士のダイナミックな相互関係という二つから成り立っていると考えて下さい。

つまり、経済学は消費を選択する個人や生産量を調整する企業（「経済主体」）が、市場を通じて売り買いを行うなど、経済主体間の相互関係を通じて経済システム全体の状態が決定されていると考えます。

さて、経済システムの状態を把握したり、予想するに当たっ

ては、二通りのアプローチがあります。

一つは、システムの構成要素（個人、企業等）からシステム全体へという方向への捉え方です。まず各経済主体の行動を分析しておき、それを基に経済全体の動きが分かるというのが「ミクロ経済学」の説明となります。

もう一つは、経済システムが示した結果の集計量について、それら結果の関係をモデル化しようとする戦略で理解するのが「マクロ経済学」です。集計量の例としては、GDP（国内総生産）、失業率、物価水準等です。

たとえば失業率は、ある特定の人が失業しているかどうかに関するものではなく失業者全体を集計します。このように景気の良し悪しといった国の経済状況はマクロ経済学で扱います。

二 現代経済学の展開

二〇世紀後半以降の経済学の展開を大まかに示したのが、次頁図（瀧澤弘和中央大学教授作成）のようになります。全体からみると、経済学が現実の多様な問題を解決しようとしてきた

ことを表しています。

また、二〇世紀のところで横線が引いてありますが、大掴みで言うなら、二〇世紀の経済学の主流は新古典派経済学で、これが今日のミクロ経済学の基になっています。

そして、対抗するかたちで一九三〇年代の大不況（世界大恐慌、日本では、大学は出たけれど）といわれる時代）の中、ケインズ経済学が出現し（アメリカのニューディール政策の理論的主柱となる）、今日のマクロ経済学となりました。

日本経済の不況対策（財政政策、金融政策等）は、ケインズ理論を基に対策が練られていると感じられますが、今日ではさらに、マクロ経済学はミクロ経済学的手法を取り入れ変化しつつあります。

三 企業行動に対する現代経済学のアプローチ

企業経営者の中には、今後の経営は「経済学」と「心理学」の基礎的知識が欠かせないと考える人がいます。

一例を挙げてみます。

日本には大小様々な企業があり、その内部には経理、営業などの部門があります。また製造業の企業で複数の工場を抱えるところもあります。

このような企業を伝統的なミクロ経済学は、企業の内部を見ずに一企業として扱います。

例えば、大手家電メーカーは工場Aで作った部品を工場Bで使うとき、工場Aは工場Bに市場価格で売っているのではなく、会社独自の決定の下に行っている。つまり、価格メカニズム外の力で動いています。こうした組織内部の活動を分析することは、経営学の範疇で行っていました。

つまり、このような（工場Aで製造の部品等）もの等は価格がついて取引されている（市場で決められている）と思われるのですが、市場メカニズムとは異なった方法であると現代経済学は疑問視します。

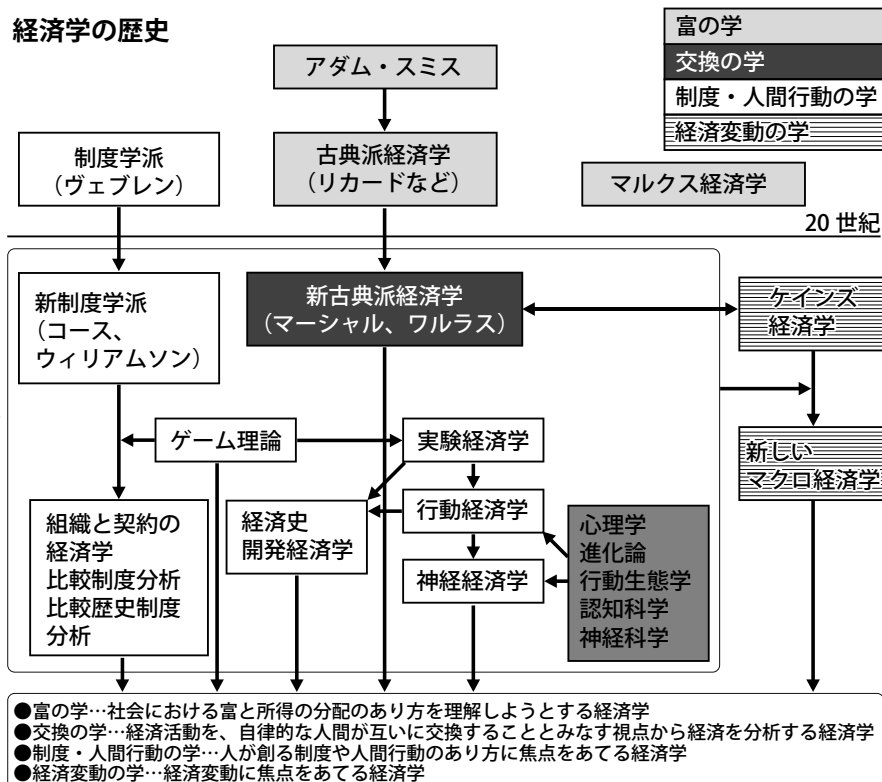
さらに、「取引コスト」が低いものは市場で行われ、また企業内部で行った方が取引コストが低いような資源配分は、企業内部で行われると暫定的な答え

を出します。

「取引コスト」とはいったい何なのか、資源配分のどの部分が一企業の内部で行われるのか等

は、現代経済学が解明しようとしていっているのです。

経済学の歴史



(瀧澤弘和中央大学教授作成)

会社における税 自然災害と



毎年八月を過ぎると台風も多くなり、自然災害に対する備えが必要となる時期に入ります。そこで今回は、会社が自然災害により被害を受けた場合等の税制上の取扱いを確認します。

なお、自然災害（以下「災害等」とは、暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波・噴火その他の異常な自然現象で生じる被害をいい、新型コロナウイルス感染症も含まれます）

1 災害等による期限の延長
会社が災害等により、国税に関する法律に基づく申告・申請

その他書類の提出又は納付等の期限までに、これらの行為をすることができないと認められる場合には、災害等がやんだ日から二か月以内に限り、申告期限などが延長されます。

2 災害等による納税の猶予

会社が災害等により、次のような状況に陥ったときには、法人税などについて納税の猶予を受けることができます。

(1) 損失を受けた場合の猶予

この納税の猶予を受けられる会社は、災害等により全積極財産の概ね二〇%以上の損失を受けた場合で、納税の猶予が受けられる国税は、その損失を受けた日以後一年以内に納付すべきものになります。

(2) 納付が困難な場合の猶予

災害等により、国税を一時に納付することができないと認められる場合には、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。

3 新型コロナウイルスによる特例猶予

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難になった会社

などに対し、令和二年二月一日から三年二月一日までに納期限が到来する国税について、原則として一年間、納税が猶予される特例がありました。

ただし、適用期間は既に経過しているため、令和三年二月二日以後の納期限到来分からは、感染症の影響により納税が困難になった会社等は、前記2(1)・(2)に該当することにより、それぞれの納税猶予が受けられます。

4 被災した会社に対する法人税の取扱い

(1) 減失・損壊した資産等

会社が所有する商品や原材料等の棚卸資産・店舗や事務所等の固定資産などの資産が災害等により減失又は損壊した場合の損失、損壊した資産の取壊し又は除去のための費用及び土砂その他の障害物の除去のための費用は損金の額に算入されます。

(2) 資産の評価損

会社が所有する棚卸資産・固定資産又は一定の繰延資産が災害等により著しい損傷が生じたことにより、その時価が帳簿価額を下回ることとなった場合に



は、帳簿価額と時価との差額について、損金経理をすることにより、評価損を計上して損金の額に算入することができます。

(3) 復旧のために支出する費用
会社が災害等により被害を受けた固定資産（被害を受けたことにより評価損を計上したものを除き、以下「被災資産」といいます）について、支出する原状を回復するための費用は、修繕費となります。

また、被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事・排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用については、修繕費で経理をしているときは、この処理が認められます。

(4) 災害損失特別勘定の設定等
会社が、災害等のあった日の属する事業年度において、災害等により被害を受けた棚卸資産・固定資産等の修繕等のために、災害のあった日から一年以内に支出する費用の適正な見積額として繰入限度額以下の金額を、損金経理により災害損失特別勘定に繰り入れたときは、その金額がその事業年度の損金の額に算入されます。

ただし、災害等のあった日から一年を経過する日の属する事業年度において、災害損失特別勘定の残額がある場合には、その残額を取り崩して益金の額に算入する必要があります。

(5) 災害等による損失金の繰越し及び繰戻し還付

会社が所有する棚卸資産・固定資産等について災害等により生じた損失に係る災害損失欠損金額がある場合には、その損失の発生した事業年度が青色申告書を提出できない事業年度であっても、その災害損失欠損金額に相当する金額は、その事業年度から一〇年間にわたって繰り越して控除されます。

また、会社が、災害等のあった日から同日以後一年を経過する日までの間に終了する各事業年度において生じた災害損失欠損金額がある場合には、その災害損失欠損金額に対応する法人税額について、繰り戻して還付を請求することができます。

5 被災した従業員・取引先等への支援に対する法人税の取扱い

(1) 仮設住宅の設置費用

会社が、被災した従業員等の仮設住宅の設置等に伴う資材・組立て等のために支出した金額は、その事業年度の損金の額に算入されます。

(2) 従業員等への災害見舞金

会社が、被害を受けた従業員等やその親族等に対し一定の基準に従って支給する災害見舞金に要した費用は、福利厚生費として損金の額に算入されます。

(3) 取引先に対する災害見舞金

会社が、被災前の取引関係の維持・回復を目的に、取引先に対して支出した災害見舞金等に要した費用は、交際費等に該当せず損金の額に算入されます。

(4) 被災者への自社製品等の提供
会社が、不特定多数の被災者を支援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄附金又は交際費等に該当しないもの（広告宣伝費に準ずるもの）として、損金の額に算入されます。

6 被災した会社に対する消費税の取扱い

(1) 課税事業者選択届出書等の提出が遅れた場合

会社が災害等により、その課税期間開始前に「消費税課税事業者選択届出書」、「消費税課税事業者選択不適用届出書」、「消費税簡易課税制度選択届出書」又は「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出できなかった場合には、所轄税務署長の承認を受けることで、その課税期間前にこれらの届出書を提出したものとみなされます。

(2) 簡易課税制度の適用を受ける必要が生じた場合等

会社が、被害を受けたことにより災害等の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度の適用を受けることが必

要となった場合、若しくは受ける必要がなくなった場合には、所轄税務署長の承認を受けることで、災害等の生じた日の属する課税期間等から簡易課税制度の適用を受けること、若しくは適用をやめることができます。

7 中小企業防災・減災投資促進税制の見直し

会社の災害等に対する事前対策強化に向けた設備投資を支援する中小企業防災・減災投資促進税制について、令和三年度税制改正で見直しが行われ、適用期限が令和五年三月末まで延長されました。

同税制は、中小企業等経営強化法に基づき、認定を受けた事業継続力強化計画等に記載された対象資産を事業の用に供した場合には、特別償却を受けることができます。

改正では、対象資産に新型コロナウイルス感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ、無停電電源装置などが追加された一方、火災報知器やスプリンクラー、消火設備、防火シャッターなどが対象外となりました。

育児・介護休業法改正による 家族のための休暇制度 （子の看護休暇・介護休暇）



育児・介護休業法では、負傷したり病気にかかった子の世話をする労働者に対し与えられる休暇として「子の看護休暇」、要介護状態にある家族の介護をする労働者に対し与えられる休暇として「介護休暇」が定められています。令和三年一月一日に同法施行規則（以下、「則」）等が改正され、これらの休暇を柔軟に取得することができる（時間単位取得）ように見直しが行われ、今年一月一日から施行されています。

一 制度概要

「子の看護休暇」と「介護休暇」は、育児・介護休業法により定められた制度で、概要は、以下のとおりです。

1 子の看護休暇

（一）対象者・日数

小学校就学前の子を養育する労働者は、事業主に申し出ることににより、一年度に五日（小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合、一〇日）を限度として、子の看護休暇を取得することができます。

※ 「一年度」とは、事業主が特に定めをしない場合には、毎年四月一日から翌年三月三十一日となります（介護休暇も同様）。

（二）申出

子の看護休暇は、次の事項を事業主に伝えて取得します（則三五条）。

- ・ 労働者の氏名
 - ・ 申出に係る子の氏名及び生年月日
 - ・ 看護休暇を取得する年月日
- （一日未満の単位で取得する

場合には、看護休暇の開始及び終了の年月日時）

・ 申出に係る子が負傷し、若しくは疾病にかかっている事実、又は疾病の予防を図るために必要な世話を行う旨

※ 育児・介護休業法の「育児休業」は育児休業開始の「育児休業」は育児休業開始の「一か月前に申し出ることとされていますが、「子の看護休暇」は申出の期限が定められていません。看護休暇の利用は緊急を要することが多いことから、当日の電話等の口頭の申出でも取得を認め、書面の提出等を求める場合は事後とすることも差し支えないこととする必要があります。

（三）賃金

法律では、休暇を与えることを義務づけているのみであり、休暇中の賃金の有給・無給は自由に定めることができます。

2 介護休暇

（一）対象者・日数

要介護状態にある対象家族の介護や世話をする労働者は、事業主に申し出ることにより、一年度に五日（その介護、世話を

する対象家族が二人以上の場合、一〇日）を限度として、介護休暇を取得することができます。

（二）申出

介護休暇の申出は、次の事項を事業主に伝えて取得します（則四一条）。

- ・ 労働者の氏名
- ・ 対象家族の氏名及び労働者との続柄

・ 介護休暇を取得する年月日（一日未満の単位で取得する場合）は、介護休暇の開始及び終了の年月日時）

・ 対象家族が要介護状態にある事実

※ 子の看護休暇と同様に、申出は書面の提出に限定されず、口頭での申出も可能です。

また、当日の電話等の申出でも取得を認め、書面の提出等を求める場合は事後とすることも差し支えないこととする必要があります。

（三）賃金

子の看護休暇と同様に、休暇中の賃金の有給・無給は自由に定めることができます。

改正点

1 取得単位

(一) 時間単位の取得

これまでは、「一日単位」又は「半日単位」での取得でしたが、今回の改正により令和三年一月より「時間単位」で取得できるようにになりました。

「時間」とは、一時間の整数倍の時間をいい、労働者の希望する時間数で取得できるようにする必要があります。したがって、二時間単位での看護・介護休暇の取得のみ認め、一時間単位での取得を認めないこととするような扱いはできません。

(二) 所定労働時間に一時間に満たない端数があるときの扱い

一日の所定労働時間数が「七時間三〇分」のように、一時間に満たない端数がある事業所の場合は、「三〇分」の端数を切り上げて、八時間分の休暇を取得したときに「一日分」を取得した扱いとなります。

(三) 日または労働者により所定労働時間が異なる場合の扱い

日によって所定労働時間数が

異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数を用い、一年間における総所定労働時間数が決まっていけない場合には、所定労働時間数が決まっている期間における一日平均所定労働時間数となります。

また、社内に所定労働時間が異なる労働者が混在している場合は、何時間分の時間単位の子の看護休暇・介護休暇で「一日分」の休暇となるかは、全社で一律ではなく、労働者ごとに決まります。例えば、一日の所定労働時間数が七時間の労働者は、七時間分の休暇で「一日分」の休暇となり、一日の所定労働時間数が八時間の労働者は、八時間分の休暇で「一日分」の休暇となります。

(四) 取得の時間帯

時間単位の休暇は、始業の時刻から連続し、または終業の時刻まで連続する時間単位での子の看護・介護休暇の取得を可能とすることが求められています。

なお、事業主が講ずべき措置に関する指針では、看護や介護を必要とする家族の状況や、労働者の勤務状況等に柔軟に対応

するため、いわゆる「中抜け」による時間単位での取得を認めると、制度の弾力的な利用が可能となるよう配慮することとされています（「中抜け」の導入は義務ではありません）。

2 対象労働者

従来、一日の所定労働時間数が四時間以下の労働者は、半日単位での子の看護休暇・介護休暇の取得ができませんでしたが、改正後は、時間単位での取得ができることとなりました。

なお、「業務の性質や実施体制に照らし一日未満の単位で休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する労働者」として労使協定を締結した場合は、事業主は、該当労働者からの時間単位での取得の申出を拒むことが可能です。

三 就業規則の規定

子の看護休暇・介護休暇の制度を変更するときは、就業規則の変更も併せて行いましょう（常時使用する労働者が一〇人以上の場合は、作成および労働基準監督署への届出を要します）。

ここでは、「子の看護休暇」の規定例を掲げていますが、介護休暇についても定めておく必要があります。

第〇条

- 1 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員（日雇従業員を除く）は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、または当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則第〇条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が一人の場合是一年間につき五日、二人以上の場合是一年間につき一〇日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の一年間とは、四月一日から翌年三月三十一日までの期間とする。
- 2 子の看護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。

商売の継続を考える

問 父（先年に亡くなっています）が創業し、私は2代目社長です。

業界は景気低迷気味で父の生前の頃から少しづつ、その影響は出ていました。私の代になってもその傾向は変わらず、何とか黒字を保ってきましたが、最近は赤字決算になっています。コロナの影響もありこのままでは経営は後退するだけなので現在、商売を継続するか廃業するか迷っています。対応についてご教示下さい。

答 コロナ禍で、御社のような問題が一気に浮上してきました。ご質問のテーマは重要かつ難問で、安直に回答は述べられませんが、考え方を少し説明します。

まず第一に、企業経営を今後どのような方針で運営していくかはもちろんですが、業界全体等に関する問題も考慮に入れた上で、最終的には個々の企業の事情により判断していくことになります。

したがって、経営責任者である社長が進路に迷いがあるのであれば、ここは専門家に相談、指導等を受けてみてはいかがでしょうか。

例えば、総合的に経営診断を行うため、顧問の会計事務所等に相談することも一つの方法であると考えます。

第二として、商売の継続又は廃業について自己判断を行うのであれば、次の2つについて分析して方向性を決定します。

- ・外部要因…御社が属する業界の現状が、自助努力ではほとんど作用しない場合（例えば、人口動向、生活環境等）は、御社のみならず各企業にマイナス面が多いということですが、プラス面がないかも少し考えてみます。
- ・内部要因…これは、自社の工夫・努力で良い方向に持っていけるものです。先述の外部要因との関連性で検討します。ただし、自社の努力ではたして好転するか否かを厳しく見る必要があります。

経済記事を読む

経営コンサルタント・M氏は経済知識を身につける方法を次のように伝授します。

まず、日刊の経済新聞を購入し、その日の新聞で目に留まった記事を三つ選ぶ。そして、選んだ各記事に赤鉛筆等で棒線を引きのこと。

これを三カ月間続けると、経済関係の記事に相当慣れると言います。さらに知人や同業者等

と読んだ記事を話し合うと効果的だと話します。

今まで、経済新聞は難しい用語が出てくるし、何の記事を選ぶかも分からない、という事もあったかも知れませんが、身構える必要はありません。どんな記事を選んで構いませんし、まず行動を起こしてみよう。

なお、用語が気になる場合は、書店に行けば「経済用語辞典」といった本がありますので、一冊手元に置くと便利です。

お金を稼ぐには

“もし、自由にお金を生み出すことができるとしたら…”。

そのようになれば、経営の問題の大半は解決できそうですが、「本当にお金を生み出せるスキル」とは何でしょうか？

お金を生み出すことを追及していくと、答えは自ずとお金を稼ぐことにつき当たります。

クレジット会社の「VISAカード」の創設者であるディー・ホック氏は、お金を稼ぐ方法は次の3つであると説明します。

- ① 誰かのニーズを満たしたとき
- ② できないことを代わりにやってあげたとき
- ③ できるけれどやりたくない人の代わりにやってあげたとき

経済活動の取引は、全てこの3要素のいずれかで成立している、と言っています。

これらの要素を考えますと、お金を手に入れるとは他人への「感謝の対価」、「問題解決の対価」になるのかも知れません。